

○令和二年農林水産省告示第二千二百三十六号(漁業の許可及び取締り等に関する省令第七十七条第一項の農林水産大臣が定める届出書の様式)

(令和二年十一月十六日)

(農林水産省告示第二千二百三十六号)

漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和三十八年農林省令第五号)第七十七条第一項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める届出書の様式を次のように定める。

漁業の許可及び取締り等に関する省令第七十七条第一項の農林水産大臣が定める届出書の様式は、次のとおりとする。

1 沿岸まぐろはえ縄漁業に係る届出書

 略

2 小型するめいか釣り漁業に係る届出書

 略

3 暫定措置水域沿岸漁業等に係る届出書

 略

附 則

この告示は、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令(令和二年農林水産省令第四十八号)の施行の日(令和二年十二月一日)から施行する。

1 沿岸まぐろはえ縄漁業に係る届出書

沿岸まぐろはえ縄漁業に係る届出書							
						年 月 日	
農林水産大臣 殿							
以下のとおり沿岸まぐろ延縄漁業に出漁しますので、漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第77条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて届け出ます。							
1. 使用する船舶						2. 操業区域	3. 操業期間
(1)使用者(届出者)の住所	(2)使用者(届出者)の氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	(3)漁船登録番号	(4)船名	(5)船舶 総トン数	(6)推進機関の種類 及び馬力数		

【都道府県担当者記載欄】

本届出書の「1.使用する船舶」欄の記載事項については、漁船原簿の記載内容と相違ないことを確認しました。

年 月 日

確認者:職・氏名

2 小型するめいか釣り漁業に係る届出書

小型するめいか釣り漁業に係る届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

以下のとおり小型するめいか釣り漁業に出漁しますので、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第77条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて届け出ます。

1. 使用する船舶					2. 操業区域	3. 操業期間	4. 漁業根拠地	5. 漁獲物等陸揚港
(1) 使用者(届出者)の住所	(2) 使用者(届出者)の氏名 (法人にあつては、その名称 及び代表者の氏名)	(3) 漁船登録番号	(4) 船名	(5) 船舶総トン数				

備考 漁業根拠地とは、当該船舶による小型するめいか釣り漁業の操業を管理する事務所の所在地を言い、漁業根拠地が2以上ある場合には、主たるものに「(主)」を冠すること。

【都道府県担当者記載欄】
本届出書の「1. 使用する船舶」欄の記載事項については、漁船原簿の記載内容と相違ないことを確認しました。

年 月 日

確認者: 職・氏名